

平成20年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月から全面施行されました。この法律は地方公共団体の財政の健全度を測ることで破たんを防ぎ、早期に健全化を促すことを目的としています。これにより、毎年度4つの指標からなる「健全化判断比率」と「資金不足比率」を議会に報告し、公表することとされました。

五泉市の平成20年度決算に基づく比率は、以下のとおりです。

○健全化判断比率

健全化を判断する指標として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標がありますが、五泉市の比率は、いずれも早期健全化基準(黄色信号)を下回りました。

健全化判断比率	五泉市の比率	早期健全化基準(黄色信号)	財政再生基準(赤信号)	概要
実質赤字比率	赤字額なし	13.01%	20.00%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方税や地方交付税等の財源の規模)に対する比率です。
連結実質赤字比率	赤字額なし	18.01%	40.00%	全会計(川東財産区一般会計を除く)を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	19.6%	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(一般会計等からの繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるものなど)の標準財政規模に対する比率です。
将来負担比率	155.9%	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(一般会計等が償還する地方債や、負担する退職手当支給予定額など)の標準財政規模に対する比率です。

○資金不足比率

平成20年度決算においては、資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありませんでした。

資金不足比率	五泉市の比率	経営健全化基準(黄色信号)	概要
水道事業会計	資金不足なし	20.00%	公営企業の資金不足が、公営企業の料金収入の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。
下水道事業特別会計	資金不足なし	20.00%	
簡易水道事業特別会計	資金不足なし	20.00%	
村松第二工業団地造成事業特別会計	資金不足なし	20.00%	

制度の内容や全国の団体の数値はこちらから

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei07_000009.html